



お知らせ

尾久区民事務所の証明書自動交付機を休止

施設工事のため、6月28日(土)午前9時～午後1時は、自動交付機を休止します。

特別区民税・都民税第1期分の納期限は6月30日

納期限までに金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、区役所2階税務課、各区

子ども・子育て支援事業計画策定のための二回調査の結果がまとまりました

区では、24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて取り組んでいます。

いきいきボランティアポイント制度説明会

区指定の介護保険施設等でボランティア活動を行うと、現金に交換出来るポイントが貯まる「いきいきボランティアポイント制度」の説明会です。

平成26年度荒川区議会定例会・5月緊急会議が終わりました

平成26年度荒川区議会定例会・5月緊急会議は、5月29日の1日の会議期間で開かれました。緊急会議では議長・副議長選挙が行われ、議長に北城貞治議員、副議長に萩野勝議員を選出しました。

▽地域振興課 ☎内線2531
▽尾久区民事務所 ☎(3894) 6121

民事務所等で納めて下さい。納期限を過ぎると延滞金が加算される場合があります。口座振替を利用している方は納期限日に振り替えます。残高にご注意下さい。
問合せ 税務課 ☎内線2332

調査を実施しました。ご協力ありがとうございました。今後は調査結果を分析し、子育て施策の推進を図ります。
問合せ 子育て支援課 ☎内線3811

す。前日までに申し込んで下さい。介護予防と元気な高齢者が暮らす地域づくりにご活用下さい。
日時 6月27日(金) 午前10時～正午
会場 区役所3階304会議室
対象 区内在住の65歳以上の方
申込み・問合せ 介護保険課 ☎内線2432

第3回荒川区子ども子育て会議

日時 6月24日(火) 午後1時30分～3時30分
会場 区役所3階304・305 会議室

児童扶養手当一部支給停止適用除外届の提出

一定の要件に該当した児童扶養手当の受給者は、支給開始から5年経過時とその後毎年1回「児童扶養手当一部支給停止適用除外届」を提出して下さい。

夏休み期間学童クラブ臨時職員の登録を受け付け

勤務期間 7～8月(予定)
勤務時間 午前8時30分～午後6時15分のうち、7時間45分勤務
勤務場所 区内の学童クラブ
勤務内容 児童への遊び指導等
報酬(日額) 7190円
*保育士などの資格がある方は、7910円
問合せ 子育て支援課 ☎内線3832

介護保険・地域密着型サービス運営事業者を募集

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス運営事業者を募集します。
問合せ 介護保険課 ☎内線2436

戦没者遺児による慰霊友好親善事業を実施

実施地域 ▽広域地域：旧満州、西部ニューギニア、旧ソ連、マリアナ諸島、東部ニューギニア(1次)、トラック・パラオ諸島、ボルネオ・マレー半島、フィリピン(1次)、ソロモン諸島、ミャンマー(1次)、台湾・パシフィック、東部ニューギニア(2)

*傍聴希望者は、午後1時30分までに会場へお越し下さい(定員20人(先着順))
問合せ 子育て支援課 ☎内線3811

提出・問合せ 子育て支援課(区役所2階) ☎内線3816
*交通費の支給はありません
応募方法 履歴書を持参または郵送(履歴書は返却しません)
採用 応募した方全員を名簿に登録後、欠員状況に応じ勤務地等を考慮し面接試験を実施します
*以前登録した方の再登録は不要
応募・問合せ 〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 荒川区役所2階児童青少年課 ☎内線3832

事業者説明会

日時 6月23日(月) 午後2時から
場所 区役所3階特別会議室
*詳細は、荒川区ホームページ(アドレスは、1面下欄参照)をご覧ください
問合せ 介護保険課 ☎内線2436

26年度特別区職員採用試験

試験日 ▽経験者、I類(土木・建築新方式)…9月7日(日)
▽Ⅲ類…9月14日(日)
職種(採用予定数)・受験資格
▶経験者
◇2級職(民間企業等の業務従事歴が4年以上)事務(76人程度)、土木造園(土木)(8人程度)、建築(11人程度)…日本国籍を有し、昭和58年4月2日～昭和62年4月1日生まれの方
◇3級職・主任主事I(民間企業等の業務従事歴が8年以上)事務(26人程度)、土木造園(土木)(8人程度)、建築(8人程度)…日本国籍を有し、昭和53年4月2日～昭和58年4月1日生まれの方
◇3級職・主任主事II(民間企業等の業務従事歴が13年以上)事務(2人程度)、土木造園(土木)(2人程度)…日本国籍を有し、昭和44年4月2日～昭和53年4月1日に生まれた方
▶I類(土木・建築新方式)土木造園(土木)(18人程度)、建築(18人程度)…日本国籍を有し、昭和

62年4月2日～平成5年4月1日生まれで、I類採用試験・一般方式(5月4日実施)に申し込んでいない方
▶Ⅲ類事務(132人程度)…日本国籍を有し、平成5年4月2日～平成9年4月1日生まれの方
*受験資格等詳細は、採用試験案内をご覧ください
申込用紙の配布場所 各区民事務所・図書館、区役所1階総合案内・4階職員課、JOBコーナー町屋、特別区人事委員会事務局任用課
受付日時 郵送の場合は、〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1特別区人事委員会事務局任用課宛て、8月6日消印有効
*インターネットの場合は、特別区人事委員会事務局ホームページ(http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm)で6月11日(水)午前10時～8月8日(金)受信有効
申込み・問合せ
▷職員課 ☎内線2232
▷特別区人事委員会事務局任用課 ☎(5210) 9787

国民年金保険料免除等の制度を ご存じですか

●全額免除・一部免除制度
国民年金には、保険料を納めることが困難な場合、申請すれば、所得に応じて保険料を免除または一部免除とする制度があります。(下表参照)
一部免除制度では、納めるべき保険料が未納となった場合、一部免除が無効となり、資格期間に含まれません。
●若年者納付猶予制度
30歳未満の第1号被保険者は、本人及びその配偶者の所得が基準額(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円)以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。
●学生納付特例制度
前年の本人の所得が一定額以下の学生は、保険料の納付が猶予されます。昼間部他、通信制、定時制の学生も対象です。申請する際は学生証または在学証明書をお持ち下さい。
*4月から過去2年分までさかのぼり申請出来るようになります。詳細は、お問い合わせ下さい。
*10年以内であれば、保険料を追納することが出来ます(2年を超えると元の保険料に一定額が加算されます)
*原則1年ごとの申請が必要で、ただし、申請時に翌年度以降の全額免除・若年者納付猶予継続を希望した方で、引き続き該当する場合に限り、1年ごとの申請は不要です
*若年者納付猶予制度と学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金を受けるのに必要な資格期間(25年)に含まれません(年金額の計算には算入されません)
申請・問合せ 国保年金課(区役所1階) ☎内線2411

全額免除・一部免除の種類	月額保険料	受け取れる年金額
全額免除	0円	全額保険料を納めた場合の2分の1
4分の3免除	3810円	全額保険料を納めた場合の8分の5
半額免除	7630円	全額保険料を納めた場合の4分の3
4分の1免除	1万1440円	全額保険料を納めた場合の8分の7

*26年度の国民年金保険料は、月額1万5250円です